

マネジメントリポート

2006年6月

今回のテーマ： 株式交換の税制改正

2006年税制改正において、株式交換は組織再編税制に統合され、完全子会社の株主の課税繰延要件が改正され、合併・分割同様に、税制適格・非適格の区分が設定されます。

1 完全子会社の株主の課税繰延要件・税制非適格の場合の課税

交換前の完全子会社の株主	株式交換時には、交付された完全親会社の時価と完全子会社の株式の帳簿価額との差額は、原則として譲渡損益となります。 下記の税制適格要件1)をクリアした株式交換では、交換時の譲渡損益はないものとされ、課税が繰延られます。
税制非適格の場合	完全子会社の保有する資産を交換時に時価評価し、評価損益は課税所得の計算上で益金または損金となります。

2 税制適格株式交換の要件

1) 交換前の完全子会社の株主に対し、完全親会社の株式以外の資産の交付がない。

完全子会社の株主に対する剰余金の配当としての金銭・株式交換反対株主からの株式買取請求による金銭などは、完全親会社の株式以外の資産には含まれません。

2) つぎのいずれかの要件をクリア

(1) 交換前の完全親会社と完全子会社との間に、同一の者による100%の持株関係があり、交換後も100%継続保有が見込まれること。

(2) 交換前完全親会社と完全子会社との間に50%超の持株関係があり、交換後も持株関係が維持される見込みである場合で、つぎのすべての要件をクリアしていること。

交換前完全子会社の従業員のうち、交換後完全子会社の業務に従事する者が概ね80%以上。

交換前完全子会社の主要事業が交換後完全子会社で継続して営まれる。

(3) 完全親会社と完全子会社とが共同事業を営むための株式交換の場合、つぎのすべての要件をクリアしていること。

交換前完全親会社と完全子会社の主要事業のいずれかが、相互に関連性を有する。

関連事業に係る売上金額・従業員数などが、完全親会社・完全子会社間で概ね5倍以内。または、交換前完全子会社の主要役員のいずれかが退任をするものではない。

交換前完全子会社の従業員のうち、交換後完全子会社の業務に従事する者が概ね80%以上。

交換前完全子会社の関連事業が交換後完全子会社で継続して営まれる。

交換前の完全子会社の株主のうち、完全親会社の株式を継続して保有する見込みである株主の、交換前完全子会社の持株割合合計が80%以上。

完全親会社が、交換後に完全子会社の発行済株式等の全部を継続して保有が見込まれること。

お見逃しなく！

- 上記の株式交換の税制改正は、2006年10月1日以降に完全親会社が完全子会社の株式を取得する株式交換に適用されます。
- 株式交換時の株主に対する課税繰延要件は交付資産要件のみとなりました。税制非適格株式交換でも、株主に対する課税繰延は適用される株式交換もあることとなります。